

○座間市立もくせい園条例（案）

平成19年12月25日条例第20号

改正

平成20年12月22日条例第28号

平成23年9月30日条例第22号

平成25年3月25日条例第11号

座間市立もくせい園条例

（趣旨）

第1条 この条例は、座間市立もくせい園（以下「もくせい園」という。）の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び障害福祉に資する事業を行う障害者支援施設として、次のとおりもくせい園を設置する。

名称	位置
座間市立もくせい園	座間市栗原中央六丁目7番27号

（指定管理者による管理）

第3条 もくせい園の管理は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 18歳以上の知的障害者を通所させて、生活介護を行う業務
- (2) もくせい園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（休園日）

第5条 もくせい園の休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

（開園時間）

第6条 もくせい園の開園時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第28号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第22号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。